

第 1 問 答 案 用 紙<1>  
(租 税 法)

問題 1

問 1

A社が行った現物出資は、適格現物出資として、B社に移転をした資産及び負債の当該  
現物出資の直前の帳簿価額による譲渡をしたものとして扱われる（法人税法2条12号の14  
ロ(1)(2)(3)、62条の4第1項）。

問 2

A社が従業員に対して交付した譲渡制限付株式を対価とする、従業員の役務の提供に係  
る費用の額は、給与所得に係る収入金額が確定した日において役務の提供を受けたものと  
して扱われ、平成30事業年度において損金の額に算入される（法人税法22条3項2号、54  
条1項）。

問 3

B社が交付を受けた国庫補助金 2,000万円は、益金の額に算入されるとともに、同額が  
損金の額に算入され、取得した固定資産の取得価額は 1,000万円となる（法人税法22条2  
項、42条1項）。

問 4

Pが譲渡した上場株式の取得費の金額は、2億円である（所得税法60条の4第1項）。

第 1 問 答 案 用 紙<2>  
(租 税 法)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	○	法人税法22条3項3号 ----- -----
②	×	Qが支払いを受けた保険金は、非課税となる（所得税法9条1項17号）。 ----- -----
③	×	A社は、コンサルティング・サービスについて通常支払われるべき対価100万円を益金の額に算入する（法人税法22条2項，22条の2第4項）。 ----- -----
④	○	消費税法38条1項 ----- -----
⑤	○	法人税法62条の5第1項 ----- -----

## 【解答への道】

### I 合格ライン

第1問は、法人税法、所得税法及び消費税法の理論問題である。どの問題も一見すると馴染みのある事例ばかりだが、事実関係を説明する文章が短く、自分自身で前提条件を加えたいくなる問題が多かった。出題者の意図は、原則・本質的な解答を端的に記述させることにあると思われる。

問題1の問1は、適格現物出資に関するものであり、「完全支配関係がある場合」ではなく、「支配関係がある場合」が問われている。法人税法62条の4は、理論補強答練でも出題されているので、条文番号は挙げてほしい。問2は、問題文からは明らかではないが、特定譲渡制限付株式(リストラクテッド・ストック)として解答すればよいであろう。法人税法54条1項は、損金の額に算入する旨の規定ではないため、解答の書き方に工夫が必要な問題であった。問3は、圧縮記帳に関する出題であることが分かれば、目次から容易に条文を探せたと思われる。ただし、取得した固定資産の扱いに対しては施行令が絡んでくるため、解答に苦労したのではないだろうか。問4は、国外転出時課税の発展型であり、条文を探すのは難しいであろう。ただし、趣旨は分かり易いので金額は正答できたかもしれない。

問題2は、②と④が計算問題としても頻出論点であり、難易度も高くないので正答できたと思われる。①は、損失に関してストレートに問うているが、実務色が強く解答の難しい問題であった。③は、益金に関する基本的な問題ではあるが、資産の譲渡等ではなく役務の提供に係る出題である点が難しかったと思われる。⑤は、通常の事業年度の所得金額の計算ではなく、清算に関する特殊な事例であり、非常に難易度の高い問題であった。

制限時間等を加味して、第1問の合格ラインは5割程度と考える。

### II 答練との対応関係

問題1	直前答練	第2回	第2問	問題5
	直前答練	第3回	第1問	問題2
	理論補強答練	第1回	第1問	問題10

問題2	全国公開模試	第1回	第1問	問題1
	直前答練	第2回	第1問	問題4
	理論補強答練	第1回	第1問	問題2

問題 1

問 1 適格現物出資（法人税法）

1. 取扱い

(1) 法人税法2条〔定義〕12号の14抜粋

適格現物出資 次のいずれかに該当する現物出資をいう。

ロ その現物出資に係る現物出資法人と被現物出資法人との間にいずれか一方の法人による支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該現物出資のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの

- (1) 当該現物出資により現物出資事業に係る主要な資産及び負債が当該被現物出資法人に移転していること。
- (2) 当該現物出資の直前の現物出資事業に係る従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該現物出資後に当該被現物出資法人の業務に従事することが見込まれていること。
- (3) 当該現物出資に係る現物出資事業が当該現物出資後に当該被現物出資法人において引き続き行われることが見込まれていること。

(2) 法人税法62条の4〔適格現物出資による資産等の帳簿価額による譲渡〕1項抜粋

内国法人が適格現物出資により被現物出資法人にその有する資産の移転をし、又はこれと併せてその有する負債の移転をしたときは、当該現物出資法人に当該移転をした資産及び負債の当該適格現物出資の直前の帳簿価額による譲渡をしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

2. 留意点

現物出資が適格要件を満たせば、帳簿価額による譲渡をしたものとされ、譲渡損益課税が行われることはない。適格要件には、①完全支配関係がある場合、②支配関係がある場合、③共同で事業を行う場合の3つがある。

本間におけるA社は、B社の発行済み株式の50%超を保有しているため、②支配関係（法人税法2条12号の7の5）がある場合に該当することになる。

**問 2** 譲渡制限付株式（法人税法）

1. 取扱い

(1) 法人税法22条〔各事業年度の所得の金額の計算の通則〕 3項

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

- 一 当該事業年度の収益に係る売上原価，完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
- 二 前号に掲げるもののほか，当該事業年度の販売費，一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額
- 三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

(2) 法人税法54条〔譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例〕 1項抜粋

内国法人が個人から役務の提供を受ける場合において，当該役務の提供に係る費用の額につき譲渡制限付株式であって当該役務の提供の対価として当該個人に生ずる債権の給付と引換えに当該個人に交付されるものその他当該個人に給付されることに伴って当該債権が消滅する場合の当該譲渡制限付株式が交付されたときは，当該個人において当該役務の提供につき所得税法の規定により当該個人の同法に規定する給与所得に係る収入金額とすべき金額が生ずることが確定した日において当該役務の提供を受けたものとして，この法律の規定を適用する。

2. 留意点

譲渡制限付株式を対価とする費用の損金算入時期は，法人の役務の提供の時期にかかわらず，株式を交付される者の所得税課税を考慮して規定されている。すなわち，個人において給与等課税額が生ずることが確定した日において，法人において損金の額に算入される。

なお，法人税法54条1項は，費用の帰属事業年度の特例であり，損金の額に算入する趣旨の規定ではない。したがって，当該費用が損金の額に算入されるか否かは，別途，役員であれば同法34条（役員給与の損金不算入）等の規定により判断されることになる。

**問 3** 国庫補助金（法人税法）

1. 取扱い

(1) 法人税法22条〔各事業年度の所得の金額の計算の通則〕 2項

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

(2) 法人税法42条〔国庫補助金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入〕 1項抜粋

内国法人が、各事業年度において固定資産の取得に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他政令で定めるこれらに準ずるものの交付を受け、当該事業年度においてその国庫補助金等をもってその交付の目的に適合した固定資産の取得をした場合において、その固定資産につき、その取得に充てた国庫補助金等の額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2. 留意点

法人税法では、資本等取引以外の取引に係るその事業年度の収益の額は全て益金の額に算入されるため、国庫補助金も課税の対象となり、課税所得を構成する。しかし、固定資産を買う目的で国から補助金を取得しても、これに税金を課してしまつたら結果的に補助金が減ってしまう。そこで、この国庫補助金等を益金の額に算入し課税するという原則を守りながら、実情に即した課税を行うために、圧縮記帳という課税技術上の制度を規定している。

なお、内国法人が法人税法42条1項の規定の適用を受けた場合には、損金の額に算入された金額は、当該固定資産の取得価額には算入されない（法人税法施行令80条の2第1項）。

**問 4** 外国から日本への転出時課税（所得税法）

1. 取扱い

所得税法60条の4〔外国転出時課税の規定の適用を受けた場合の譲渡所得の特例〕1項抜粋  
居住者が外国転出時課税の規定の適用を受けた有価証券等の第60条の2第4項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）に規定する譲渡をした場合における事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額については、その外国転出時課税の規定により課される外国所得税（第95条第1項（外国税額控除）に規定する外国所得税をいう。）の額の計算において当該有価証券等の譲渡をしたものとみなして当該譲渡に係る所得の金額の計算上収入金額に算入することとされた金額をもって、当該有価証券の取得に要した金額とする。

2. 留意点

外国に居住していた個人が日本に転出する際に、未実現のキャピタルゲインに課税され、さらに、日本において実際に譲渡したタイミングで当該キャピタルゲインに課税されてしまうと、外国と日本との間において二重課税が発生してしまう。これを防止するためには、国外転出元の国において課税された資産の取得価額を転出時の時価にステップアップする必要がある。

## 問題 2

### I. ①について：貸倒損失（法人税法）

#### 1. 取扱い

##### 法人税法22条〔各事業年度の所得の金額の計算の通則〕3項

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

- 一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
- 二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額
- 三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

#### 2. 留意点

法人の各事業年度の所得の金額の計算において、金銭債権の貸倒損失を法人税法22条3項3号にいう「当該事業年度の損失の額」として当該事業年度の損金の額に算入するためには、当該金銭債権の全額が回収不能であることを要すると解される。また、その全額が回収不能であることは、客観的に明らかでなければならない。

### II. ②について：非課税所得（所得税法）

#### 1. 取扱い

##### 所得税法9条〔非課税所得〕1項17号抜粋

次に掲げる所得については、所得税を課さない。

十七 保険業法第二条第四項（定義）に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約に基づき支払を受ける保険金及び損害賠償金（これらに類するものを含む。）で、心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するものその他の政令で定めるもの

#### 2. 留意点

災害により、損害保険会社より保険契約に基づき支払われた保険金は、非課税所得となる。



### Ⅲ. ③について：無償による役務の提供（法人税法）

#### 1. 取扱い

##### (1) 法人税法22条〔各事業年度の所得の金額の計算の通則〕2項

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

##### (2) 法人税法22条の2〔益金の額の計算〕第4項

内国法人の各事業年度の資産の販売等に係る収益の額として第一項又は第二項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する金額は、別段の定め（前条第四項を除く。）があるものを除き、その販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの際における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額とする。

#### 2. 留意点

A社がB社に対して行ったコンサルティング・サービスは無償による役務の提供に該当する。

（借方） 寄附金 100万円      （貸方） 売上 100万円
-----------------------------------

### Ⅳ. ④について：売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除（消費税法）

#### 1. 取扱い

##### 消費税法38条〔売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除〕1項抜粋

事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行った課税資産の譲渡等につき、返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをしたことにより、当該課税資産の譲渡等の対価の額と当該対価の額に百分の八を乗じて算出した金額との合計額の全部若しくは一部の返還又は当該課税資産の譲渡等の税込価額に係る売掛金その他の債権の額の全部若しくは一部の減額（以下この項から第四項までにおいて「売上げに係る対価の返還等」という。）をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等をした日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間において行った売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額（当該返還をした税込価額又は当該減額をした債権の額に百八分の六・三を乗じて算出した金額をいう。次項において同じ。）の合計額を控除する。

#### 2. 留意点

A社は、平成29事業年度に販売した商品を平成30事業年度において返品を受け、当該売上げに係る対価の返還を行っている。したがって、A社は、返還した対価に係る消費税額を、平成29事業年度ではなく、平成30事業年度において消費税の計算上控除する。

V. ⑤について：現物分配による資産の譲渡（法人税法）

1. 取扱い

法人税法62条の5〔現物分配による資産の譲渡〕1項

内国法人が残余財産の全部の分配又は引渡し（適格現物分配を除く。次項において同じ。）により被現物分配法人その他の者にその有する資産の移転をするときは、当該被現物分配法人その他の者に当該移転をする資産の当該残余財産の確定の時の価額による譲渡をしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

2. 留意点

解散会社が残余財産の分配により金銭以外の資産を交付した場合は現物分配（法人税法2条12号の5の2）となり、原則として、その資産をその残余財産確定時における価額（時価）により譲渡したものとして所得の金額を計算する。

## 第 2 問 答 案 用 紙<1>

### (租 税 法)

問題 1

問 1

※ 控除対象外国法人税額 150,000の加算調整を記載すべき解答欄がないため、当該調整は、（その他申告調整）に含まれると判断した。

(単位：円)

	加算すべき金額	減算すべき金額
当期純利益の金額	. . . . .	
(受取配当等についての申告調整)		
A社株式	, ,	6,070,000
B社株式	, ,	2,000,000
C社株式	, , 0	, ,
(所得税額の控除についての申告調整)		
剰余金の配当に係る所得税・復興特別所得税	2,128,274	, ,
投資信託の収益分配金及び預金の利子に係る所得税・復興特別所得税	, 704,796	, ,
(役員給与についての申告調整)		
取締役F	1,800,000	, ,
(従業員賞与についての申告調整)		
従業員に対する決算賞与	45,000,000	, ,
(減価償却についての申告調整)		
構築物G	, 350,000	, ,
器具備品H	7,500,000	, ,
器具備品J	4,500,000	, ,
一括償却資産	, 200,000	, ,
(建物の火災についての申告調整)		
6. 建物の火災に関する資料		
(1)及び(2)について	, ,	5,000,000
(3)及び(4)について	1,993,000	, ,

## 第 2 問 答 案 用 紙<2>

### (租 税 法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(租税公課についての申告調整)		
7. <u>租税公課に関する資料</u>		
(1)について	, ,	100,991,000
(2)について	, ,	,680,000
(3)について	997,875,000	, ,
(4)について	, ,	15,500,000
(5)について	,900,000	, ,
(取引先に対する債権についての申告調整)		
K社	6,300,000	, ,
L社	, ,	26,000,000
(棚卸資産についての申告調整)		
商品評価損	5,000,000	, ,
(その他申告調整)	. . . . .	. . . . .
(法人税額の計算)		
所得金額	3,000,000,000	
法人税額	. . . . .	
所得税額控除額及び復興特別所得税額控除額	2,833,070	
外国税額控除額	,150,000	
中間申告法人税額	. . . . .	
納付すべき法人税額	. . . . .	

第 2 問 答 案 用 紙<3>  
(租 税 法)

問 2

(単位：円)

[問] 1.

	加算すべき金額	減算すべき金額
資産に係る控除対象外消費税額等	2,170,800	, ,

[問] 2.

交際費等に含まるべき控除対象外消費税額等の金額	,156,000
-------------------------	----------

問 3

(単位：円)

[問] 1.

	加算すべき金額	減算すべき金額
(1) A社における申告調整	, ,	20,000,000
(2) B社における申告調整	, , 0	, ,

[問] 2.

	加算すべき金額	減算すべき金額
(1) A社における申告調整	60,000,000	, ,
(2) B社における申告調整	, ,	40,000,000
(3) X社における申告調整	, ,	16,000,000

第 2 問 答 案 用 紙 < 4 >  
( 租 税 法 )

問題 2

(単位：円)

1. 各種所得の金額の計算

総所得金額

給与所得の金額		8,000,000
事業所得		
事業所得の総収入金額	5,500,000	
必要経費となる減価償却費以外の金額	4,550,000	
必要経費となる減価償却費の金額	,537,500	
青色申告特別控除	XXX,XXX,XXX	
事業所得の金額		,412,500
不動産所得の金額		2,073,100
雑所得の金額		,345,000
一時所得の金額		,700,000
上記以外の所得の金額		.....
総所得金額		15,000,000

退職所得金額

退職所得の金額		8,400,000
---------	--	-----------

分離課税となる所得金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額		,497,000
土地建物の譲渡所得の金額		3,146,000

2. 所得控除の計算

配偶者控除, 配偶者特別控除及び扶養控除の合計額		,630,000
上記以外の所得控除の合計額		850,000
所得控除の合計		XXX,XXX,XXX

3. 各種所得税額の計算

課税総所得金額に対する所得税額		2,925,600
課税退職所得金額に対する所得税額		1,296,000
土地建物の課税譲渡所得金額に対する所得税額		,943,800

第 2 問 答案用紙<5>  
(租税法)

問題 3

(単位：円)

[問] 1. 課税売上割合の計算

(1) 不動産賃貸業における課税売上高	1,369,000,000
(2) 不動産賃貸業における非課税売上高	,895,104,000
(3) 電気器具卸売業及び本社部門における課税売上高	2,492,052,000
(4) 電気器具卸売業及び本社部門における非課税売上高	,14,418,000

[問] 2. 不動産賃貸業での取引についての金額

(1) 課税資産の譲渡等により要する課税仕入れの金額(税込額)	,64,800,000
(2) その他の資産の譲渡等により要する課税仕入れの金額(税込額)	,14,040,000
(3) 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れの金額(税込額)	,704,116,800

[問] 3. 電気器具卸売業及び本社部門での取引についての金額

(1) 課税資産の譲渡等により要する課税仕入れの金額(税込額)	2,091,420,000
(2) その他の資産の譲渡等により要する課税仕入れの金額(税込額)	,3,499,200
(3) 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れの金額(税込額)	,35,056,800

[問] 4. 消費税額の計算

(1) 課税標準額に対する消費税額	,243,769,680
(2) 控除対象仕入税額(調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整前の金額)	,160,274,268
(3) 調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整額	,1,008,000
(4) 返還等対価に係る税額	,523,404
(5) 貸倒れに係る税額	,1,197,000

## 【解答への道】

### I 合格ライン

第2問は、概ね例年どおりの出題形式による計算問題である。何度も答練で取り扱ってきた形式であるため、受験生は戸惑うことなく解答に取りかかることができたと思われる。

問題1は、法人税法の出題である。問1が総合問題、問2及び問3が小問という形であった。

問1では、受取配当の益金不算入額、所得税額控除、外国税額控除、給与等、減価償却、保険差益の圧縮記帳、租税公課、貸倒損失、棚卸資産の評価損益といった論点が出題された。給与等のうち従業員賞与、減価償却のうち器具備品Jの配点2箇所については、TACにおいて未習の論点であり、解答困難であった。残りの配点21箇所は基本的な出題であり正答が十分に可能である。ただし、保険差益の圧縮記帳の配点2箇所については、TACにおいては補論講義で取り扱ったため、補論講義に手が回っていなかった受験生は解答が困難であったと思われる。

問2では、控除対象外消費税額等が出題された。まずは消費税法の知識を用いて、消費税等のうち控除対象外となる金額を算定する必要がある問題であった。TACの答練では、控除対象外となる金額を所与とした出題に留めていたことから、消費税法と合わせてしっかり理解をしていなければ正答が難しい問題であった。配点箇所2箇所のうち、交際費等に関する1箇所を正答したい。

問3では、完全支配関係法人間の資産の譲渡が出題された。

A社及びB社における申告調整は、答練でも出題してきた論点であり正答が望まれるものの、A社からB社に寄附が行われた場合に、完全親法人X社においてA社株式及びB社株式の簿価修正が必要となるという、いわゆる寄附修正の論点はTACにおいて未習であり、解答困難であったと考えられる。配点箇所5箇所のうち、X社における申告調整を除く4箇所を正答したい。

全体としては、配点30箇所中、正答困難とした4箇所を除き26箇所を、制限時間の中でどれだけ正答できたかというところが勝負となる。制限時間と緊張感を考慮してその7割程度、全体から見て6割、18箇所ほど正答していれば、十分合格圏内と予想する。

問題2は、所得税法の出題である。例年に比べ分量がやや多かった。給与所得に係る渡切交際費や、事業所得に係る中古資産の耐用年数は、法人税法と同じ扱いであることを理解していれば正答できたであろう。一方で、事業所得に係る交際費については、一人あたり5,000円超という表現があり、法人税法の規定を意識して解答に戸惑ってしまった受験生もいるだろう。また、譲渡所得の計算の短期・長期の判断も間違えやすい形となっていた。一見すると基本的な論点を問う問題だが、このようにミスを誘うような箇所もいくつかあり、分量の多さも相俟って、思うように点数が伸びなかった受験生も多いと思われる。配点15箇所中、7箇所～8箇所を確保したい。

問題3は、消費税法の出題である。毎年出題される総合問題ではありながらも、不動産賃貸業、電気器具卸売業及び本社部門の情報が別々の資料で与えられ、やや見慣れない出題形式であった。問1の課税売上高、非課税売上高も判断に迷うと思われる論点が出題されており、問2、3の課税仕入れについても、完答は難しかったと思われる。問4は、課税標準や控除対象仕入税額を正答することは



難しく、調整対象固定資産の転用、返還等対価に係る税額、貸倒れに係る税額で1点でも多く得点したかったところである。解答欄15箇所中6箇所を確保できれば十分と考えられる。

## II 答練との対応関係

### 問題 1

基礎答練 第1回 第2問  
基礎答練 第2回 第2問  
基礎答練 第3回 第2問  
応用答練 第2回 第2問 問題1  
直前答練 第1回 第2問 問題1  
直前答練 第2回 第2問 問題1  
全国公開模試 第1回 第2問 問題1  
全国公開模試 第2回 第2問 問題1  
アクセス 第1回  
アクセス 第2回  
アクセス 第5回  
アクセス 第6回

### 問題 2

基礎答練 第1回 第1問 問題1  
基礎答練 第2回 第1問 問題1  
全国公開模試 第1回 第2問 問題2  
直前答練 第3回 第2問 問題2  
アクセス 第3回  
アクセス 第7回

### 問題 3

基礎答練 第2回 第1問 問題2  
応用答練 第1回 第2問 問題3  
全国公開模試 第2回 第2問 問題3  
アクセス 第4回  
アクセス 第11回 問題3

**問題 1** 法人税法

**問 1**

I. はじめに

まず、資本金・業種の確認をする。本問では、当社は機械器具卸売業を事業とする、期末資本金が1億円超の法人に該当する。

II. 別表4の作成

1. 当期利益の額

損益計算書上の当期純利益の金額を記載する（本問では考慮する必要はない）。

2. 受取配当等

(1) 受取配当等の益金不算入額の計算方法

- |                                 |
|---------------------------------|
| ① 完全子法人株式等<br>配当等の額             |
| ② 関連法人株式等<br>配当等の額 - 控除負債利子     |
| ③ その他の株式等<br>配当等の額 × 50%        |
| ④ 非支配目的株式等<br>配当等の額 × 20%       |
| ⑤ ①+②+③+④ = 「受取配当等の益金不算入額」 (減算) |

(2) 株式等の区分

① 完全子法人株式等

「完全子法人株式等」とは、配当等の額の計算期間を通じて内国法人との間に完全支配関係があった他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）の株式等をいう。

② 関連法人株式等

「関連法人株式等」とは、次の要件をいずれも満たす株式等をいう。なお、本問ではA社株式が該当する。

- |   |
|---|
| i 内国法人の保有株式数 > 他の内国法人の発行済株式等の総数 × 1 / 3<br>(自己株式を除く)                        |
| ii 配当等の額の計算期間の初日からその計算期間の末日まで継続して1 / 3超を保有<br>(計算期間が6月以上の場合には基準日以前6月以上継続保有) |

③ 非支配目的株式等

「非支配目的株式等」とは、基準日において**株式保有割合が5%以下**の株式等が該当する。非支配目的株式等には、継続保有要件は付されていない。なお、その判定に当たっては、**短期所有株式（後述）は控除**する。本問では、B社株式が該当する。

④ その他の株式等

「その他の株式等」とは、他のいずれにも該当しない株式等（持株割合5%超1/3以下）をいう。なお、その他の株式等には、継続保有要件は付されていない。

(3) 証券投資信託（公社債投資信託を含む）の収益分配金

証券投資信託は、株式、公社債等に投資運用されるもので、収益分配金は利子、配当、売買益等から構成されるため、その全額が益金算入となる。本問では、D証券投資信託及びE公社債投資信託が該当する。

(4) 短期所有株式等

配当等の額の支払いに係る基準日以前1月以内に取得し、かつ、その基準日後2月以内に譲渡した株式等を「短期所有株式等」という。この短期所有株式等に係る配当等の額は、受取配当等の益金不算入の対象とはならない（B社株式）。

$$\textcircled{1} \text{ 短期所有株式数 } P = E \times \frac{C \times \frac{B}{A+B}}{C+D} = E \times \frac{B}{A+B} \times \frac{C}{C+D}$$

A : 配当等の支払いに係る基準日から起算して1月前の日において有する株式等の数  
B : 配当等の支払いに係る基準日以前1月以内に取得した株式等の数  
C : 配当等の支払いに係る基準日において有する株式等の数  
D : 配当等の支払いに係る基準日後2月以内に取得した株式等の数  
E : 配当等の支払いに係る基準日後2月以内に譲渡した株式等の数

$$\textcircled{2} \text{ 短期所有株式等に係る配当等の額 } \cdots \cdots \text{ 対象となる配当等の額 } \times \frac{P}{C}$$

## (5) 外国子会社から受ける配当等の益金不算入

### ① 外国子会社

- i 持株割合等 …… 発行済株式等（自己の株式等を除く）又は議決権数の25%以上
- ii 保有期間 …… 配当等の支払義務確定日以前6ヶ月以上継続保有

本問ではC社株式が該当する。

### ② 取扱い

#### i 外国子会社から受ける配当等の益金不算入

内国法人が外国子会社から受ける配当等の額がある場合には、その配当等の額の95%相当額を各事業年度の益金の額に算入しない。ただし、内国法人が、外国子会社から受ける配当等の額で、その全部又は一部がその外国子会社の本店所在地の法令において、その外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている場合には、その配当等の額は益金不算入の対象から除外される。

#### ii 外国税額控除

外国子会社から受ける配当等の額について益金不算入制度の適用対象外とされた場合、当該配当等に対して課される源泉税は、外国税額控除の対象とすることができる（外国税額控除の算定は後述）。

【計算過程】（単位：円）

1. A社株式（関連法人株式等）  
 $6,250,000 - 180,000 = 6,070,000$ （減算）
2. B社株式（非支配目的株式等）
  - (1) 配当等の額  
 $15,000,000 - 5,000,000(*1) = 10,000,000$   
(\*1) 短期所有株式等に係る配当等の額
    - ①  $3\% \times \frac{4\%}{2\% + 4\%} \times \frac{6\%}{6\% + 0\%} = 2\%$
    - ②  $15,000,000 \times \frac{2\%}{6\%} = 5,000,000$
  - (2) 益金不算入額  
 $10,000,000 \times 20\% = 2,000,000$ （減算）
3. C社株式（外国子会社から受ける配当等）  
X国で損金算入されている ∴ 調整なし

### 3. 所得税額控除

所得税額控除の適用を受ける所得税額は、一旦、所得金額を税引前の金額に戻し、税額控除する。したがって、所得税額控除の税額は以下のとおり計算し、別表4で加算するとともに、別表1で税額控除する。

#### (1) 元本の区分及び按分計算の要否

元本の区分	按分計算	本問における銘柄等	本問における留意点
株式出資	必要	A社株式 B社株式	本問では個別法による旨の指示がある。
受益権		D証券投資信託	
その他	不要	E公社債投資信託 銀行預金	—

#### (2) 控除税額の計算（個別法による控除税額の計算方法）

$$\begin{array}{l}
 \text{配当等につき} \\
 \text{課された所得税額}
 \end{array}
 \times \frac{\text{分母のうち同一期間所有元本数}}{\text{計算期間末日の元本数}}
 \times \frac{\text{分母のうち元本所有期間の月数}}{\text{配当等の計算期間の月数}} \quad (\text{小数点3位未満切上})$$

(注1) 月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とする。

(注2) 分数式を先に処理する。

【計算過程】 (単位：円)

1. 剰余金の配当に係るもの (株式出資)

(1) A社株式

$$1,276,250 \times \frac{60\%}{100\%} + 1,276,250 \times \frac{40\%}{100\%} \times \frac{11}{12} (0.917) = 1,233,878$$

(2) B社株式

$$2,297,250 \times \frac{2\%}{6\%} + 2,297,250 \times \frac{4\%}{6\%} \times \frac{1}{12} (0.084) = 894,396$$

(3) 合計

$$(1) + (2) = 2,128,274 \text{ (加算)}$$

2. 投資信託の収益分配金及び預金の利子に係るもの

(1) 受益権

$$459,450 \times \frac{10}{12} (0.834) = 383,181$$

(2) その他

$$306,300 + 15,315 = 321,615$$

(3) 合計

$$(1) + (2) = 704,796 \text{ (加算)}$$

3. 1. + 2. = 2,833,070 (別表1で税額控除)

#### 4. 外国税額控除（C社株式）

外国税額控除の適用を受ける外国税額は、一旦、所得金額を税引前の金額に戻し、税額控除する。したがって、当期純利益の計算上、費用に計上されている外国税額のうち、次の金額を別表4で加算する。

- |                           |
|---------------------------|
| (1) 納付する外国法人税の額           |
| (2) その国の外国法人税の課税標準額 × 35% |
| (3) (1)と(2)の少ない方          |

(注) 本問のC社株式の配当については、C社の所得の金額の計算上、損金の額に算入されていることから、外国子会社から受ける配当等の益金不算入の対象から除外される。このため、当該外国源泉税については、外国税額控除の適用がある。

ただし、本問では外国税額の別表4加算数値を記載できる解答欄が存在しないため、下記計算過程に示す別表4調整額を前提とした上での、別表1での税額控除（後述）のみを解答する形としている。

【計算過程】（単位：円）

控除対象外国法人税額（C社株式）
------------------

$$150,000 < 1,500,000 \times 35\% = 525,000$$

∴ 150,000（加算、限度額の範囲内で別表1で税額控除）

#### 5. 役員給与

役員に対して支給される定期給与の額につき事業年度の中途に増額改定が行われず、増額改定分を遡及して一括支給した場合、当該支給部分は定期同額給与には該当しない。また、事前確定届出給与、業績連動給与のいずれにも該当しないため、当該役員給与は損金不算入となる。

本問では、取締役Fの役員給与につき、平成30年10月以後の増額分として当期費用処理した1,800,000円（月額300,000円の6か月分）が損金不算入となる。

【計算過程】（単位：円）

役員給与否認
--------

1,800,000（加算）

## 6. 使用人賞与

### (1) 取扱い

使用人賞与は、実際に支給をした日の属する事業年度の損金の額に算入するのが原則であるが、一定の場合には賞与の未払計上が認められている。その一定の場合とは、以下の要件をすべて満たした場合である。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 支給額を各人別に、かつ、同時期に支給を受けるすべての使用人に、当期中に通知すること</li><li>② ①の通知した金額を通知したすべての使用人に対し、当期末の翌日から1月以内に支払うこと</li><li>③ 支給額につき当期に損金経理（未払計上）すること</li></ul> |
|--|

### (2) 留意点

本問では、各人別の支給額の通知を当期中に行っておらず、また、正社員に対しては、当期末の翌日から1ヶ月以内に支給されているが、パートに対しては、1ヶ月以内に支給されておらず、上記①及び②の要件を満たしていない。

したがって、未払費用として計上した従業員賞与の支給総額45,000,000円は、当期において損金不算入となる。

### 【計算過程】（単位：円）

使用人賞与否認 45,000,000（加算）
---------------------------



## 7. 減価償却

### (1) 構築物G (定額法)

平成28年4月1日以後取得・事業供用した構築物は定額法により償却される。

### (2) 器具備品H (残存使用可能期間の見積りが困難な中古資産の耐用年数)

「再取得価額×50% < 資本的支出の額」であるため、耐用年数の計算方法は次のとおりである。

法定耐用年数

### (3) 器具備品J (適格分割を行った場合の期中損金経理)

適格分割を行った法人が、当該分割により移転した減価償却資産について減価償却費を損金算入するためには、適格分割の日以後2ヶ月以内に「適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書」の提出が必要となる。しかし、本問では税務上特段の届出を行っていないことから、当該減価償却費を損金算入できない。

### (4) 一括償却資産 (除却)

#### ① 一括償却資産の損金算入限度額の計算方法

$$\text{損金算入限度額} = \text{一括償却対象額} \times \frac{\text{その事業年度の月数}}{36}$$

(注1) 残存価額

損金算入限度額の計算上、残存価額を控除することはない。

(注2) 期中取得の場合の分子

その事業年度の月数を使用するので、月数按分は必要ない。

#### ② 譲渡又は除却等をした場合

一括償却資産の損金算入は、減価償却ではなく、取得価額の合計額を3年で損金算入する規定である。したがって、途中で譲渡又は除却等をした場合でも、繰越超過額の認容減算をせず、一括償却の計算を続けることになる。

【計算過程】 (単位：円)

1. 構築物G

(1) 償却限度額

$$8,400,000 \times 0.100 \times \frac{5}{12} = 350,000$$

(2) 償却超過額

$$700,000 - 350,000 = 350,000 \text{ (加算)}$$

2. 器具備品H

(1) 耐用年数及び償却率

①  $21,000,000 \times 50\% = 10,500,000 < 12,000,000$

② ①より法定耐用年数により償却  $\therefore 0.250$

(2) 償却超過額

① 償却限度額

$$15,000,000 \times 0.250 \times \frac{8}{12} = 2,500,000$$

② 償却超過額

$$10,000,000 - 2,500,000 = 7,500,000 \text{ (加算)}$$

3. 器具備品J

(1) 償却限度額

0

(2) 償却超過額

$$4,500,000 - 0 = 4,500,000 \text{ (加算)}$$

4. 一括償却資産

(1) 一括償却限度額

$$150,000 \times 30 \text{台} \times \frac{12}{36} = 1,500,000$$

(2) 一括償却資産損金算入限度超過額

$$(400,000 + 1,300,000) - 1,500,000 = 200,000 \text{ (加算)}$$

## 8. 保険差益の圧縮記帳

### (1) 適用要件

- ① 固定資産の滅失等により、保険金等の支払いを受けること
- ② 保険金取得年度に代替資産の取得又は改良をしたこと

(注) 代替資産とは、滅失資産と同一種類の固定資産をいう。

### (2) 経理要件

保険差益の圧縮記帳は、その事業年度終了の時に於いて、直接減額方式又は積立金方式のいずれかの経理方法によらなければならない。本問は、問題文の会計処理より直接減額方式を選択していると判断できる。

### (3) 超過額の処理

$$\begin{array}{l}
 \text{会社計上 圧縮} \\
 \text{—} \\
 \text{圧縮損 限度額}
 \end{array}
 =
 \begin{cases}
 \text{(−) 圧縮不足額} \rightarrow \text{処理なし} \\
 \text{(+) 圧縮超過額}
 \end{cases}
 \begin{cases}
 \text{直接減額方式} \cdots \text{減価償却資産} \\
 \quad \rightarrow \text{償却計算に織り込む} \\
 \text{積立金方式} \rightarrow \text{圧縮積立金積立} \\
 \quad \text{超過額 (加算)}
 \end{cases}$$

### (4) 圧縮限度額

#### ① 計算パターン

- i 差引保険金等の額 = 保険金等の額 − 滅失経費の額
  - ii 保険差益金の額 = 差引保険金等の額 − 被災資産の被災直前の帳簿価額
  - iii 圧縮限度額 = 保険差益金の額 ×  $\frac{\text{代替資産の取得等に充てた保険金等の額}(\ast)}{\text{差引保険金等の額}}$
- (※) 分母を限度

#### ② 被災資産の被災直前の帳簿価額

「被災資産の被災直前の帳簿価額」は、税務上の金額を使用する。

- 既往の否認額 →  $\begin{cases} \text{i 圧縮限度額の計算上、会社計上の被災直前の簿価に加算} \\ \text{ii 被災額に応じて、別表4で認容減算} \end{cases}$   
がある場合

【計算過程】 (単位：円)

1. (1)及び(2)について

建物減価償却超過額認容

5,000,000 (減算)

2. (3)及び(4)について

(1) 圧縮限度額

① 差引保険金等の額

$$50,000,000 - 3,500,000 = 46,500,000$$

② 保険差益金の額

$$46,500,000 - (25,000,000 + 5,000,000) = 16,500,000$$

③ 圧縮限度額

$$16,500,000 \times \frac{41,850,000 (*1)}{46,500,000} = 14,850,000$$

$$(*1) 46,500,000 > 41,850,000 \quad \therefore 41,850,000$$

(2) 圧縮超過額

$$16,850,000 - 14,850,000 = 2,000,000 \rightarrow \text{償却計算へ}$$

(3) 償却限度額

$$(41,850,000 - 14,850,000) \times 0.042 \times \frac{1}{12} = 94,500$$

(4) 償却超過額

$$(87,500 + 2,000,000) - 94,500 = 1,993,000 \text{ (加算)}$$

## 9. 租税公課

### (1) 納税充当金等

#### ① 前期確定申告分

##### i 取扱い

納税充当金の取崩額のうち、事業税等は申告した日の属する事業年度に損金の額に算入される。前期末に計上された納税充当金（未払法人税等）は、前期分の法人税等（法人税及び地方法人税）、住民税及び事業税等の確定申告による納付に伴い取り崩される。この取崩額は企業会計上、未払法人税等という負債の減少として、費用に計上していないので、事業税等部分を別表4において減算する。

##### ii 納税充当金の取り崩しに際して、本税と合わせて附帯税を支払った場合

延滞税、納付遅延に係る延滞金は損金不算入となる。なお、納税充当金の取り崩しに際して、本税と合わせて附帯税を支払った場合には、別表4において次のような調整を行う。

- |                                       |
|---------------------------------------|
| イ 納税充当金の取崩額のうち、法人税等と住民税の本税以外は一旦全て減算する |
| ロ イのうち、損金不算入となる附帯税を加算する               |

なお、本問においては損金不算入の附帯税はないため、上記イの処理のみ行えばよい。

#### ② 当期中間申告分

債務が確定している中間申告分の法人税等、住民税及び事業税等のうち、事業税等だけが損金の額に算入され、法人税等と住民税は損金の額に算入されない。

#### ③ 当期確定申告分

翌期において債務の確定する法人税等、住民税及び事業税等を見積計上する納税充当金の繰入額は、費用の見積計上であり債務未確定であるため、全額当期の損金の額に算入されない。

### (2) 法人税等調整額

本問においては、繰延税金資産が純増していることから、法人税等調整額は、当期純利益の計算上、加算されている。そのため、当該金額を別表4において減算する。

### (3) 未払事業所税

事業所税は、申告書を提出した日の属する事業年度に損金算入される。なお、事業所税を未払計上した場合の取扱いは、以下のとおりである。

- |                                    |
|------------------------------------|
| 申告期限未到来の事業所税を損金経理により未払計上した場合       |
| 製造原価として損金経理した金額 …… 当該事業年度に損金算入される  |
| 販管費等として損金経理した金額 …… 当該事業年度に損金算入されない |

#### (4) その他の租税公課

印紙税の納付額は、損金算入される。印紙税過怠税の納付額及び源泉所得税等に係る不納付加算税の納付額は、損金不算入とされる。

#### 【計算過程】 (単位：円)

- |  |
|--|
| 1. (1) について<br>納税充当金支出事業税等<br>100,991,000 (減算)   |
| 2. (2) について<br>納税充当金支出附帯税<br>680,000 (減算)  |
| 3. (3) について<br>(1) 損金経理法人税・地方法人税<br>350,000,000 (加算)<br>(2) 損金経理住民税<br>43,000,000 (加算)<br>(3) 損金経理納税充当金<br>604,875,000 (加算)<br>(4) (1) + (2) + (3) = 997,875,000 (加算)  |
| 4. (4) について<br>法人税等調整額<br>$748,000,000 - 732,500,000 = 15,500,000$ (減算)  |
| 5. (5) について<br>(1) 未払事業所税<br>① 前期末払事業所税認容<br>1,800,000 (減算)<br>② 未払事業所税否認<br>2,250,000 (加算)<br>③ ② - ① = 450,000 (加算)<br>(2) 損金経理過怠税<br>324,000 (加算)<br>(3) 損金経理不納付加算税<br>126,000 (加算)<br>(4) (1) + (2) + (3) = 900,000 (加算) |

## 10. 貸倒損失

### (1) 取扱い（法的な債権の消滅）

法律上の手続等を前提とする事実関係により、債権の切捨ての決定があった場合には、金銭債権が法律上の手続等により消滅しているため、法人が貸倒損失として損金経理したかどうかにかかわらず損金の額に算入される。

対象債権	原因となる事実	貸倒損失額
金銭債権 の全部又 は一部	① 会社更生法による更生計画の認可の決定 ② 民事再生法による再生計画の認可の決定 ③ 会社法による特別清算に係る協定の認可の決定 ④ 関係者の協議決定 i 債権者集会の協議決定で合理的基準による負債整理 ii 金融機関等のあっせんで i に準ずるもの	切捨額
	⑤ 債務超過状態が相当期間継続し、弁済が不能	書面による 債務免除額

### (2) 留意点

K社に対する売掛金及び受取手形は、上記要件を満たさないため、当社は貸倒損失を損金算入できない。また、L社に対する貸付金は、上記⑤の要件を満たしているため、損金経理をしていなくても、別表4の調整により貸倒損失を損金算入する。

#### 【計算過程】（単位：円）

1. K社売掛金・受取手形
貸倒損失否認
$2,800,000 + 3,500,000 = 6,300,000$ （加算）
2. L社貸付金
貸倒損失認定損
26,000,000（減算）

## 11. 棚卸資産

### (1) 評価損計上事由

- ① 災害により著しく損傷したこと（商品M）
- ② 著しく陳腐化したこと
- ③ 会社更生法等の更生手続開始の決定により評価換えをする必要が生じたこと
- ④ 民事再生法等の法律整理又は一定の私的整理が行われる場合により評価換えをする必要が生じたこと
- ⑤ ①～④に準ずる特別の事実

#### (注1) 著しい陳腐化

経済的に価値が減少し、回復の見込みのない状態にあることをいう。

- i 季節商品の売れ残りで、既往の実績から通常の方法で販売できないことが明らかな場合
- ii 同用途だが性能等が著しく異なる新製品の販売で、今後通常の方法により販売できない場合（商品N）

#### (注2) 準ずる特別の事実

破損、型くずれ、棚ざらし、品質変化等により通常の方法による販売が不能な場合

#### (注3) 評価損の計上が認められない事実（商品P）

物価変動、過剰生産、建値変更による単なる時価の下落は、評価損の計上事実に該当しない。

### (2) 評価損計上限度額

$$\text{評価損計上限度額} = \text{評価換え直前の帳簿価額} - \text{期末時価}$$

#### (注) 評価換え直前の帳簿価額

評価換え直前の帳簿価額は「**税務上の金額**」を用いる。

### (3) 別表4の調整

$$\text{会社計上評価損} - (2) = \left\{ \begin{array}{l} (+) \text{ 評価損否認 (加算)} \\ (-) \text{ 計上不足額} \end{array} \right. \left\{ \begin{array}{l} \text{既往の否認額なし} \cdots \cdots \text{ 処理なし} \\ \text{既往の否認額あり} \left\{ \begin{array}{l} \text{不足額} \\ \text{既往の否認額} \end{array} \right\} \text{少 認容 (減算)} \end{array} \right.$$



【計算過程】 (単位：円)

1. 商品M

(1) 評価損計上限度額

$$18,000,000 - 6,000,000 = 12,000,000$$

(2) 別表4調整

$$12,000,000 - (1) = 0 \quad \therefore \text{調整なし}$$

2. 商品N

(1) 評価損計上限度額

$$8,000,000 - 3,500,000 = 4,500,000$$

(2) 別表4調整

$$4,500,000 - (1) = 0 \quad \therefore \text{調整なし}$$

3. 商品P

商品評価損否認

5,000,000 (加算)

4. 合計

$$1. + 2. + 3. = 5,000,000 \text{ (加算)}$$

### Ⅲ. 別表1の作成(控除外国税額の算定)

当期の法人税額から控除することができる外国法人税額は、次の金額である。

1. 控除対象外国法人税額
別表4の加算額
2. 控除限度額
別表1の差引法人税額 × $\frac{\text{当期の国外所得金額}}{\text{当期の所得金額(別表4「差引計」)}}$
3. 控除外国税額
1. と 2. のうちいずれか少ない方

なお、2.の控除限度額は、本問においては問題文から判明する。

#### 【計算過程】(単位:円)

1. 控除対象外国法人税額(C社株式)
150,000
2. 控除限度額
500,000
3. 控除外国税額
1. < 2. ∴ 150,000

**問 2** 控除対象外消費税額等

1. 控除対象外消費税額等が資産に係るものである場合（原則は取得価額に算入）

- |                            |                   |
|----------------------------|-------------------|
| (1) 課税売上割合 $\geq$ 80%      | 損金算入              |
| (2) 課税売上割合 $<$ 80%         |                   |
| ① 棚卸資産に係るもの                | 損金算入              |
| ② 一の資産に係る控除対象外消費税額等が20万円未満 | 損金算入              |
| ③ 上記以外のもの（繰延消費税額等）         | 損金算入限度額に達するまで損金算入 |

(注) 損金経理を要件として、損金算入が認められている。

2. 控除対象外消費税額等が役務（＝経費）に係るものである場合

- |                    |                                  |
|--------------------|----------------------------------|
| (1) 交際費等以外の経費に係るもの | 損金算入                             |
| (2) 交際費等に係るもの      | 支出交際費等を含める<br>(接待飲食費に係るものは接待飲食費) |

3. 繰延消費税額等

繰延消費税額等につきその事業年度において損金算入した金額のうち、損金算入限度額に達するまでの金額を損金の額に算入する。

(1) 損金算入限度額

- |                |  |
|----------------|--|
| ① 損金経理した事業年度   |  |
| 損金算入限度額        | $\text{繰延消費税額等} \times \frac{\text{当期の月数}}{60} \times \frac{1}{2}$ |
| ② その事業年度後の事業年度 |  |
| 損金算入限度額        | $\text{繰延消費税額等} \times \frac{\text{当期の月数}}{60}$                    |

(2) 繰延消費税額等の調整

損金経理した金額 - 損金算入限度額	
=	$\left\{ \begin{array}{l} (+) \text{繰延消費税額等損金算入限度超過額 (加算)} \\ (-) \text{不足額} \left\{ \begin{array}{l} \text{繰越損金算入限度超過額なし} \cdots \text{処理なし} \\ \text{繰越損金算入限度超過額あり} \cdots \text{※} \end{array} \right. \end{array} \right.$
※	$\left\{ \begin{array}{l} \text{不足額} \\ \text{繰越損金算入限度超過額} \end{array} \right\} \text{少} \text{繰延消費税額等損金算入限度超過額認容 (減算)}$

#### 4. 課税仕入れの区分経理

下記の計算過程においては、便宜上、以下の表現を用いている

- A対応：課税資産の譲渡等にのみ要するもの  
B対応：その他の資産の譲渡等にのみ要するもの  
C対応：課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

#### 【計算過程】（単位：円）

1. 資産に係る控除対象外消費税額等（〔問〕1.）
- (1) 繰延消費税額等の算定
- ① 販売用住宅1棟の取得（A対応）  
全額控除対象（繰延消費税額等0）
- ② 賃貸用住宅1棟の取得（B対応）  
 $1,653,750 + 446,250 = 2,100,000$
- ③ 本社の建物附属設備の取得（C対応）  
 $(378,000 + 102,000) \times (1 - 35\%) = 312,000$
- ④ 本社の通信機器の取得（C対応）  
 $(157,500 + 42,500) \times (1 - 35\%) = 130,000 < 200,000$
- ∴ 損金算入（繰延消費税額等0）
- ⑤ 合計  
 $① + ② + ③ + ④ = 2,412,000$
- (2) 繰延消費税額等損金算入限度超過額
- $$2,412,000 - 2,412,000 \times \frac{12}{60} \times \frac{1}{2} = 2,170,800 \text{ (加算)}$$
2. 交際費等に含まるべき控除対象外消費税額等（〔問〕2.）
- $$(189,000 + 51,000) \times (1 - 35\%) = 156,000$$

**問 3** 完全支配関係法人間の取引

1. 譲渡損益調整資産の低額譲渡

(1) 寄附金

内国法人が資産の低額譲渡をした場合、譲渡側の法人においては、時価と対価の差額は寄附金として取り扱われる。また、譲受側の法人においては、受贈益として取り扱われる。

なお、完全支配関係（法人による支配に限る）にある内国法人間の寄附金の額は、その全額が損金不算入となり、受贈益はその全額が益金不算入となる。

したがって、本問のA社からB社に対する低額譲渡により、A社において生ずる寄附金の額は、その全額が損金不算入とされ、B社において生ずる受贈益の額は、その全額が益金不算入とされる。

(2) 完全支配関係法人間の資産の譲渡取引

完全支配関係内国法人間で譲渡損益調整資産を譲渡した場合、その譲渡損益は繰り延べられる（譲渡利益（損失）額に相当する金額は、その譲渡した事業年度の所得の金額の計算上、損金（益金）の額に算入する）。

したがって、A社からB社に対する低額譲渡により、A社において生ずる譲渡益は、繰り延べられる。

（A社における税務上の考え方）（単位：円）

(借) 現金預金	90,000,000(*1)	(貸) 土地	30,000,000
		譲渡益	60,000,000
(借) 寄附金	40,000,000(*2)	(貸) 現金預金	40,000,000

※ 土地の譲渡取引は税務上、総額で考えるが、説明の便宜上、純額で表している。

(\*1) 時価

(\*2)  $90,000,000(*1) - 譲渡価額50,000,000 = 40,000,000$

(注) 譲渡益相当額は、繰り延べられるため、当期において損金算入される。また、寄附金については、全額損金不算入となる。

（B社における税務上の考え方）（単位：円）

(借) 土地	90,000,000	(貸) 現金預金	50,000,000
		受贈益	40,000,000(*2)

(注) 受贈益については、全額益金不算入となる。

## 2. 譲渡損益の実現

譲渡損益調整資産の譲渡を受けた内国法人（譲受法人）において、以下に該当する場合には、その譲渡損益調整資産に係る譲渡利益（損失）額に相当する金額の全部又は一部は、譲渡をした内国法人（譲渡法人）の当該事業年度において益金（損金）の額に算入する。

- (1) 譲渡損益調整資産につき譲受法人において、譲渡、償却、評価換え、貸倒れ、除却、その他政令で定める事由が生じた場合
- (2) 当該内国法人と当該譲受法人との間に完全支配関係を有しないこととなった場合

## 3. 完全子法人株式に係る寄附修正

### (1) 完全子法人株式の簿価修正

本問のように、完全子法人間で寄附が行われた場合、完全親法人において、完全子法人株式の簿価修正が必要となる。すなわち、寄附を行った側の完全子法人の株式の簿価を減額し、寄附を受けた側の完全子法人の株式の簿価を増額する。当該簿価の増減は、利益積立金額を相手勘定として行う。本問のX社における税務上の考え方は、以下のとおりである。

(X社における税務上の考え方) (単位：円)

(借) 利益積立金額	40,000,000	(貸) A社株式	40,000,000(*2)
(借) B社株式	40,000,000(*2)	(貸) 利益積立金額	40,000,000

### (2) 簿価修正後の完全子法人株式を譲渡した場合

税務上の考え方は以下のとおりとなる。したがって、X社において、会計処理で計上された売却益21,000,000円との差額16,000,000円を、別表4で減算調整する。

(X社における税務上の考え方) (単位：円)

(借) 現金預金	25,000,000	(貸) B社株式	20,000,000(*3)
		B社株式売却益	5,000,000

(\*3)  $4,000,000 + 40,000,000(*2) \times 40\% = 20,000,000$

【計算過程】 (単位：円)

1. 平成30年3月期の申告調整 ([問] 1.)

(1) A 社

① 譲渡損益調整勘定繰入額

$$90,000,000 - 30,000,000 = 60,000,000 \text{ (減算)}$$

② 寄附金の損金不算入額

$$90,000,000 - 50,000,000 = 40,000,000 \text{ (加算)}$$

③ ①-②=20,000,000 (減算)

(2) B 社

① 土地計上もれ

$$90,000,000 - 50,000,000 = 40,000,000 \text{ (加算)}$$

② 受贈益の益金不算入額

$$40,000,000 \text{ (減算)}$$

③ ①-②=0 ∴ 調整なし

2. 平成31年3月期の申告調整 ([問] 2.)

(1) A 社

譲渡損益調整勘定戻入額

$$60,000,000 \text{ (加算)}$$

(2) B 社

土地計上もれ認容

$$40,000,000 \text{ (減算)}$$

(3) X 社

B社株式に係る寄附修正認容

$$40,000,000 \times 40\% = 16,000,000 \text{ (減算)}$$

**問題 2** 所得税法

I. 各種所得の金額

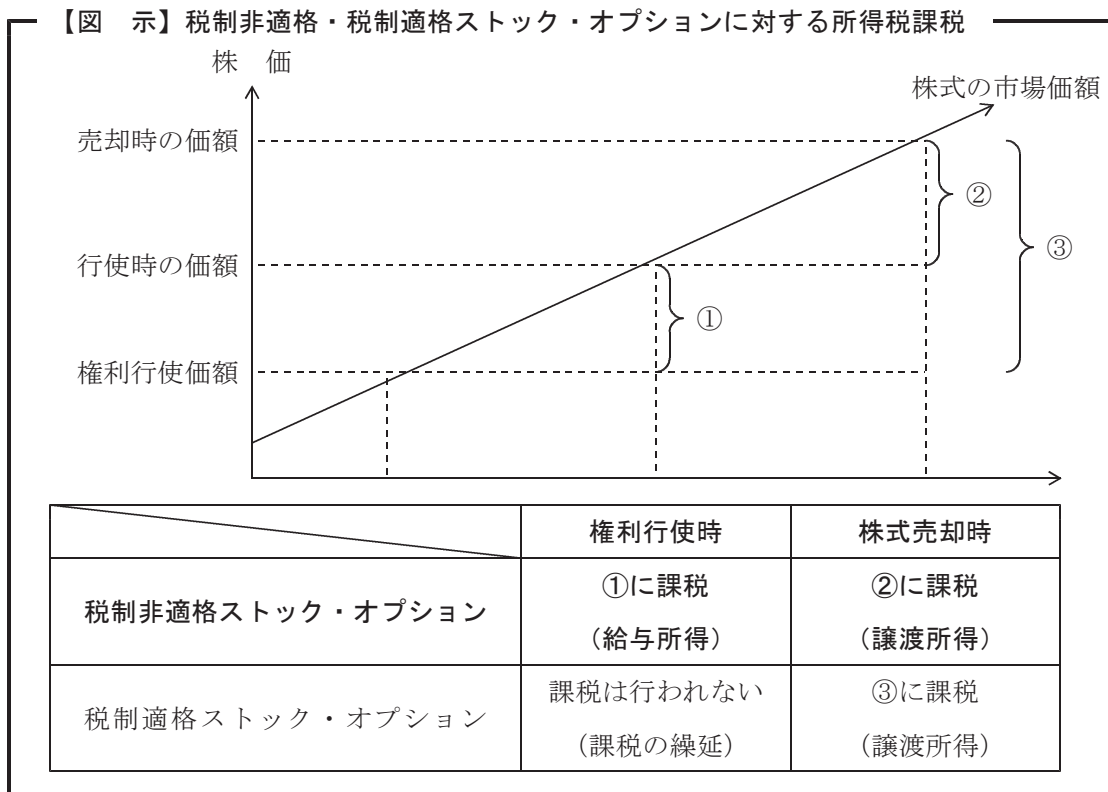
1. 給与所得

(1) 所得の金額

- ① 収入金額
- ② 給与所得控除額
- ③ 特定支出控除額
- ④ 給与所得の金額 = ① - ② - ③

(2) ストック・オプション（税制非適格ストック・オプション）

権利行使時に生じた「経済的利益」に対して課税が行われる。「経済的利益」の所得区分は、原則として給与所得とされる。





### (3) 特定支出控除額

#### ① 適用要件

$$\text{特定支出の額} - \text{その年中の給与所得控除額} \times \frac{1}{2} = \text{給与所得から控除}$$

#### ② 留意点

甲が取締役の職務としてA社に出社する際に支出した交通費は、特定支出の範囲に含まれるが、計算の結果として、特定支出控除額はゼロとなる。

### (4) 渡切交際費

渡切交際費とは、役員や従業員に対して支給する精算不要の交際費のことをいい、支給した役員や従業員に対する給与として取り扱われる。

## 2. 譲渡所得（株式等：上場株式等）

$$\text{総収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用} + \text{負債の利子}) = \text{譲渡損益}$$

【計算過程】（単位：円）

### 1. 給与所得の金額

#### (1) 収入金額

$$1,200,000 \times 6 \text{ヶ月} + 3,000,000 (*1) = 10,200,000$$

$$(*1) (@2,000 - @1,400) \times 5,000 \text{株} = 3,000,000$$

#### (2) 給与所得控除額

$$2,200,000$$

#### (3) 特定支出控除額

$$210,000 - 2,000,000 \times \frac{1}{2} = \triangle 790,000 \quad \therefore 0$$

#### (4) 給与所得の金額

$$(1) - (2) - (3) = 8,000,000$$

### 2. 上場株式等に係る譲渡所得等の金額

$$(@2,100 - @2,000) \times 5,000 \text{株} - 3,000 = 497,000$$

### 3. 退職所得

#### (1) 所得の金額（特定役員退職手当等）

特定役員退職手当等に該当する場合、退職所得の金額は以下のように計算する。

- ① 収入金額
- ② 特定役員退職所得控除額 = 40万円 × 勤続年数(1年未満切上)
- ③ ① - ②

#### (2) 特定役員退職手当等

特定役員退職手当等とは、次に掲げる者で、勤続年数が5年以下であるものが支払いを受ける退職手当等をいう。

- ① 法人の役員（取締役、執行役、監査役、理事、監事など）
- ② 国会議員、地方公共団体の議会の議員
- ③ 国家公務員、地方公務員

(注) 役員等として勤務した期間に1年未満の端数がある場合は、端数を切り上げて判定する。

#### 【計算過程】（単位：円）

- 1. 収入金額  
10,000,000
- 2. 特定役員退職所得控除額  
400,000 × 4年(\*1) = 1,600,000  
(\*1) 平成26年6月27日～平成30年6月26日 … 4年
- 3. 退職所得の金額  
1. - 2. = 8,400,000

#### 4. 事業所得

##### (1) 所得の金額

- ① 総収入金額
- ② 必要経費
- ③ 青色申告特別控除額
- ④ 事業所得の金額 = ① - ② - ③

##### (2) 同一生計親族が事業から受ける対価

###### ① 原則

同一生計親族に支払う対価の額は、その事業に係る所得の金額の計算上、必要経費の額に算入しない。

###### ② 青色事業専従者給与

青色事業専従者に支払った給与のうち、労務の対価として相当であると認められる金額を、その給与の支給に係る年分のその事業に係る所得の金額の計算上、必要経費の額に算入する。本問では、甲の妻乙に対して支給した給与 1,500,000円を必要経費の額に算入する。なお、甲の長女丙に対して支給した給与は、丙が青色事業専従者でないことから必要経費の額に算入しない。

##### (3) 減価償却

所得税法においては、帳簿経理のいかんにかかわらず、償却費の全額を必要経費に算入するいわゆる強制償却をすることとしている。

###### ① 償却方法の選定

減価償却資産の償却方法は、減価償却資産の区分ごとに選定しなければならない。

###### ② 償却方法を選定しなかった場合

償却方法を選定しなかった場合には、法定償却方法（原則として旧定額法、定額法）により償却する。

###### ③ 残存使用可能期間の見積りが困難な中古資産の耐用年数（中古自動車）

「資本的支出の額 ≤ 取得価額 × 50%」であるため、耐用年数の計算方法は次のとおりである。

- i 法定耐用年数の全部を経過したもの  
法定耐用年数 × 20%
- ii 法定耐用年数の一部を経過したもの  
(法定耐用年数 - 経過年数) + 経過年数 × 20%

(注) 計算した年数の1年未満の端数は切り捨て、その年数が2年未満のときは2年とする。

#### (4) その他の留意点

##### ① サービスの対価として受領したX社株式

サービスの対価として受領したX社株式は、受領時の時価をもって収入金額に計上する。

##### ② 接待飲食費

所得税法上、事業活動に関連をもち、業務の遂行上必要なものである場合、一人あたり5,000円超であるか否かに関わらず、接待飲食費は必要経費の額に算入される。

#### (5) 青色申告特別控除額

青色申告者で不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営むものが、帳簿書類にこれらの所得に係る取引を詳細に記録等している場合には、①不動産所得の金額、②事業所得の金額の順で、これらの所得の金額から合計65万円（所得の金額を限度とする）の青色申告特別控除額を控除する。

本問では、不動産所得の金額の計算において青色申告特別控除額65万円を控除する（後述）ため、事業所得の計算においては青色申告特別控除額はゼロとなる。

#### 【計算過程】（単位：円）

##### 1. 総収入金額

$$5,000,000 + 500,000 = 5,500,000$$

##### 2. 必要経費

###### (1) 必要経費となる減価償却費以外の金額

$$\text{乙への給与支給額}1,500,000 + \text{その他の営業費}2,800,000 + \text{接待飲食費}250,000 = 4,550,000$$

###### (2) 必要経費となる減価償却費の金額

$$\text{パソコン}37,500(*1) + \text{中古自動車}500,000(*2) = 537,500$$

$$(*1) 300,000 \times 0.250 \times \frac{6}{12} = 37,500$$

$$(*2) 2,000,000 \times 0.500(*3) \times \frac{6}{12} = 500,000$$

###### (\*3) 耐用年数及び償却率

$$0 \leq 2,000,000 \times 50\% = 1,000,000$$

$$(6\text{年} - 5\text{年}) + 5\text{年} \times 20\% = 2\text{年} \quad \therefore 0.500$$

###### (3) 必要経費の金額

$$(1) + (2) = 5,087,500$$

##### 3. 青色申告特別控除額

$$650,000 - \text{不動産所得に係る青色申告特別控除額(後述)}650,000 = 0$$

##### 4. 事業所得の金額

$$1. - 2. - 3. = 412,500$$

## 5. 不動産所得

### (1) 所得の金額

- ① 総収入金額
- ② 必要経費
- ③ 青色申告特別控除額
- ④ 不動産所得の金額 = ① - ② - ③

### (2) 敷金の取扱い

敷金、保証金等の名目により收受する金銭等の額については、返還を要しないことが確定した都度、その確定した部分の金額を総収入金額に算入する。本問の敷金は、全額を返還することとなっているため、総収入金額に算入しない。

### (3) 青色申告特別控除額

青色申告者で不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営むものが、帳簿書類にこれらの所得に係る取引を詳細に記録等している場合には、①不動産所得の金額、②事業所得の金額の順で、これらの所得の金額から合計65万円（所得の金額を限度とする）の青色申告特別控除額を控除する。なお、65万円の青色申告特別控除は、不動産所得又は事業所得を生ずべき業務のいずれかを事業的規模で営んでいることを要件としているため、事業所得を営む者は、たとえ不動産所得を生ずべき業務を事業的規模で営んでいなくても65万円の控除が認められる。

### 【計算過程】（単位：円）

- 1. 総収入金額  
 $8,220,000 + 120,000 = 8,340,000$
- 2. 必要経費  
 $3,528,000 + \text{減価償却費} 2,088,900 (*1) = 5,616,900$   
 $(*1) 126,600,000 \times 0.022 \times \frac{9}{12} = 2,088,900$
- 3. 青色申告特別控除額  
 $1. - 2. = 2,723,100 \geq 650,000 \therefore 650,000$
- 4. 不動産所得の金額  
 $1. - 2. - 3. = 2,073,100$

## 6. 譲渡所得

### (1) 短期長期の区分（土地建物等）

譲渡資産	課税方法	長期・短期の区分	コメント
土地等・建物等	分離	1月1日における所有期間 (取得日～譲渡した年の1月1日)	5年以下 → 分離短期 5年超 → 分離長期

(注) 本問の投資用不動産は平成30年1月1日における所有期間が5年以下（平成25年4月1日～平成30年1月1日）であるため、分離短期に該当する。

### (2) 所得の金額（土地建物等）

① 譲渡損益
i (分短) 総収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) = 譲渡損益
ii (分長) イと同じ算式
② 内部通算

### (3) 取得費

#### ① 減価しない資産

$$\text{取得費 (取得価額)} = \text{取得に要した金額} + \text{設備費} + \text{改良費}$$

#### ② 減価する資産（業務用資産）

$$\text{取得費} = \text{取得価額} - \text{償却費の額の累積額}$$

### (4) 留意点

敷金 1,400,000円は預り金を返還しているに過ぎないため、総収入金額には影響しない。

### 【計算過程】（単位：円）

土地建物の譲渡所得の金額
$170,000,000 - (\text{土地}50,000,000 + \text{建物}111,281,400(*1) - 5,572,600) = 3,146,000$
(*1) $126,600,000 - 15,318,600(*2) = 111,281,400$
(*2) $126,600,000 \times 0.022 \times \frac{66\text{ヶ月 (H25.4} \sim \text{H30.9)}}{12\text{ヶ月}} = 15,318,600$

## 7. 一時所得

### (1) 所得の金額

- ① 総収入金額
- ② 支出した金額
- ③ 特別控除額 (50万円まで)
- ④ 一時所得の金額 = ① - ② - ③

### (2) 留意点

生命保険契約の満期保険金は一時所得に該当する。

### 【計算過程】 (単位：円)

- 1. 総収入金額  
10,000,000
- 2. 支出した金額  
8,800,000
- 3. 特別控除額  
1. - 2. = 1,200,000  $\geq$  500,000  $\therefore$  500,000
- 4. 一時所得の金額  
1. - 2. - 3. = 700,000

## 8. 雑所得

### (1) 所得の金額 (総合・公的年金等以外)

- ① 総収入金額
- ② 必要経費
- ③ 公的年金等以外の雑所得の金額 = ① - ②

### (2) 留意点

原稿執筆料, 友人から受け取った貸付金利息は雑所得に該当する。

【計算過程】（単位：円）

1. 総収入金額
300,000 + 65,000 = 365,000
2. 必要経費
20,000
3. 雑所得の金額
1. - 2. = 345,000

Ⅱ. 課税標準

1. 総所得金額

第1段階で10種類に区分した各種所得の金額のうち、総合課税となるものを合算し、「総所得金額」を計算する。なお、総所得金額の計算上、総合長期譲渡所得の金額及び一時所得の金額は、2分の1にする。本問では答案用紙より15,000,000円と判明する。

2. 短期譲渡所得の金額

分離課税の土地建物等に係る譲渡所得等の金額は「短期譲渡所得の金額」という課税標準となる。本問では答案用紙より「土地建物の譲渡所得の金額」という課税標準となる。

3. 上場株式等に係る譲渡所得等の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という課税標準となる。

4. 退職所得の金額

退職所得の金額は、「退職所得の金額」という課税標準となる。

【計算過程】（単位：円）

1. 総所得金額
15,000,000
2. 短期譲渡所得の金額（土地建物の譲渡所得の金額）
3,146,000
3. 上場株式等に係る譲渡所得等の金額
497,000
4. 退職所得の金額
8,400,000
5. 課税標準の合計額（合計所得金額）
1. + 2. + 3. + 4. = 27,043,000



### Ⅲ. 課税所得金額

#### 1. 所得控除

##### (1) 配偶者控除

##### ① 適用要件

居住者が控除対象配偶者を有する場合

##### (注1) 同一生計配偶者の意義

居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者で給与の支払いを受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く）のうち、合計所得金額が38万円以下である者をいう。

##### (注2) 控除対象配偶者の意義

同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者をいう。甲の妻乙は甲の青色事業専従者で給与の支払を受けているため、同一生計配偶者に該当せず、控除対象配偶者とならないため配偶者控除および配偶者特別控除の適用はない。

##### ② 配偶者控除額

	居住者の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	0円
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	

##### (注) 老人控除対象配偶者の意義

控除対象配偶者のうち、その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の者をいう。

## (2) 扶養控除

### ① 適用要件

居住者が控除対象扶養親族を有する場合

#### (注1) 扶養親族の意義

居住者と生計を一にする、配偶者以外の親族等のうち、合計所得金額が38万円以下である者をいう。なお、青色事業専従者で給与の支払いを受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。

#### (注2) 控除対象扶養親族の意義

扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が16歳以上の者をいう。本問において、生計を一にしている長女丙は、合計所得金額が38万円以下(\*1)となるため、扶養親族に該当し、また、年齢が16歳以上であるため、控除対象扶養親族に該当する。

(\*1) 収入金額40万円(※)－給与所得控除額65万円＝△25万円 ∴ 0

※ 甲のコンサルティング業を手伝うことにより支払いを受けた給与20万円は、青色事業専従者給与に該当しないため、丙の給与所得の金額の計算上ないものとみなす。

### ② 扶養控除額

i	原則（一般の控除対象扶養親族）	……	38万円
ii	老人扶養親族	……	48万円
iii	同居老親等	……	58万円
iv	特定扶養親族	……	63万円

#### (注) 特定扶養親族の意義（丙）

控除対象扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の者をいう。

### 【計算過程】（単位：円）

1. 配偶者控除・配偶者特別控除

0

2. 扶養控除

丙（22歳） 控除対象扶養親族（特定扶養親族）に該当する ∴ 630,000

3. 配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除の合計額

1. + 2. = 630,000

## 2. 課税所得金額

### (1) 課税総所得金額（千円未満切捨）

総所得金額から所得控除額の合計額を控除して「課税総所得金額」を計算する。

### (2) 課税短期譲渡所得金額（千円未満切捨）

短期譲渡所得等の金額は「課税短期譲渡所得金額」という課税所得金額となる。本問では答案用紙より「土地建物の課税譲渡所得金額」という課税所得金額となる。

### (3) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（千円未満切捨）

上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」という課税所得金額となる。

### (4) 課税退職所得金額（千円未満切捨）

退職所得の金額は、「課税退職所得金額」という課税所得金額となる。

### 【計算過程】（単位：円）

#### 1. 課税総所得金額

15,000,000－所得控除(配偶者控除, 配偶者特別控除及び扶養控除の合計額630,000＋  
その他の所得控除850,000)＝13,520,000（千円未満切捨）

#### 2. 課税短期譲渡所得金額（土地建物の課税譲渡所得金額）

3,146,000（千円未満切捨）

#### 3. 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額

497,000（千円未満切捨）

#### 4. 課税退職所得金額

8,400,000（千円未満切捨）

#### IV. 算出税額の計算

1. 課税総所得金額に対する所得税額 → 超過累進税率

$$\text{課税総所得金額} \times \text{税率}$$

2. 課税短期譲渡所得金額に対する所得税額

$$\text{課税短期譲渡所得金額} \times 30\%$$

3. 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する所得税額

$$\text{上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額} \times 15\%$$

4. 課税退職所得金額に対する所得税額 → 超過累進税率

$$\text{課税退職所得金額} \times \text{税率}$$

【計算過程】 (単位:円)

1. 課税総所得金額に対する所得税額

$$1,950,000 \times 5\% + (3,300,000 - 1,950,000) \times 10\% + (6,950,000 - 3,300,000) \times 20\% \\ + (9,000,000 - 6,950,000) \times 23\% + (13,520,000 - 9,000,000) \times 33\% = 2,925,600$$

2. 土地建物の課税譲渡所得金額に対する所得税額

$$3,146,000 \times 30\% = 943,800$$

3. 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する所得税額

$$497,000 \times 15\% = 74,550$$

4. 課税退職所得金額に対する所得税額

$$1,950,000 \times 5\% + (3,300,000 - 1,950,000) \times 10\% + (6,950,000 - 3,300,000) \times 20\% \\ + (8,400,000 - 6,950,000) \times 23\% = 1,296,000$$

**問題 3** 消費税法

I. 課税標準額に対する消費税額

1. 課税標準額の計算

$$\text{国内課税売上高の合計額（税込）} \times \frac{100}{108} = \times \times \times \rightarrow \text{課税標準額（千円未満切捨）}$$

2. 課税標準額に対する消費税額の計算

$$\text{課税標準額} \times \text{税率（6.3\%）} = \text{課税標準額に対する消費税額}$$

3. みなし譲渡

(1) 意義

みなし譲渡とは、「法人の自社の役員への贈与」及び「個人事業者の家事消費」をいう。この「みなし譲渡」の場合の売上計上金額は、以下のとおりである。

① 棚卸資産以外の資産の場合

譲渡時の価額

② 棚卸資産の場合

通常の販売価額 × 50%	} いずれか大きい金額
仕 入 価 額	

(2) 留意点

当社の常務取締役Bに対する商品の贈与は、みなし譲渡に該当する。なお、専務取締役Aに対する建物の無償貸付及び使用人Cに対する商品の贈与は、みなし譲渡に該当しない。

4. 取引分類の留意点

(1) 土地に関する取引分類

	譲 渡		非課税
	土地関係	貸付け	
			貸付期間 1 ヶ月未満
		施設の貸付けに伴うもの (駐車場, 建物, 野球場, テニスコート等)	課 税
	役務の提供 (土地の仲介, 造成, 鑑定等)		

(2) 有価証券等に関する取引分類

有価証券関係	譲渡	有価証券（株式，社債，受益証券等）	非課税
		支払手段（現金，約束手形等）	
		金銭債権（貸付金，売掛金，未収金等）	
	ゴルフ場利用株式，ゴルフ会員権等	課税	
役務の提供（有価証券売買委託手数料等）			

(3) 建物（住宅）に関する取引分類

住宅関係	譲渡（住宅として使用してきた建物の譲渡）		課税	
	貸付け	住宅（社宅等）	貸付期間1ヶ月以上	非課税
			貸付期間1ヶ月未満	課税
	住宅以外（事務所，店舗，倉庫，保養所等）			
役務の提供（建物売却手数料等）				

5. 売上高の取引分類

(1) 不動産賃貸業

(単位：円)

取引分類	金額	取引内容
課税売上高	1,404,000,000	事務所の賃貸料
	58,320,000(*1)	事務所賃貸時の保証金受入額（返還不要分）
	2,160,000	社会福祉法人への建物の賃貸料
	14,040,000	駐車場の賃貸料
非課税売上高	864,000,000	住宅の賃貸料
	31,104,000(*1)	住宅賃貸時の保証金受入額（返還不要分）
不課税売上高	住宅賃貸時の保証金受入額（返還分），事務所賃貸時の保証金受入額（返還分），役員への建物の無償貸付，受取保険金	

(\*1) 保証金受入額のうち返還不要部分は、権利の設定の対価となり、資産の譲渡等として課税の対象となる。なお、住宅賃貸時に係る分は、非課税売上となる。

(2) 電気器具卸売業及び本社部門

(単位：円)

取引分類	金額	取引内容
課税売上高	2,700,000,000	売上高
	388,800(*1)	役員に対する無償譲渡(みなし譲渡)
非課税売上高	237,600,000(*2)	上場株式の譲渡額
	6,480,000(*2)	非上場株式の譲渡額
	108,000	預金利息
	54,000	公社債利息
	2,052,000	証券投資信託の収益分配金
不課税売上高	使用人に対する無償譲渡, 上場株式に係る配当金	

(\*1)  $599,400 \times 50\% = 299,700 < 388,800 \therefore 388,800$

(\*2) 課税売上割合算定の際に、5%を乗じる。

II. 控除対象仕入税額

1. 判定

- (1) 課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満 … 仕入税額は按分計算が必要  
 (2) 課税売上高5億円以下かつ課税売上割合95%以上 … 仕入税額は全額控除

2. 課税売上割合の計算

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上高}}{\text{課税売上高} + \text{非課税売上高}}$$

(注1) 課税売上高

- (1) 総課税売上高(税抜)  
 $\text{国内課税売上高(税込)} \times \frac{100}{108} + \text{免税売上高}$
- (2) 課税売上返還等(税抜)  
 $\text{課税売上の返還等(税込)} - \text{国内課税売上の返還等(税込)} \times \frac{6.3}{108} \times \frac{80}{63}$
- (3) 純課税売上高(税抜)  
 (1) - (2)

(注2) 非課税売上高

$$\begin{aligned} & \text{株式・公社債等・金銭債権（売掛金等を除く）の譲渡対価} \times 5\% \\ & \qquad \qquad \qquad + \text{その他の非課税売上高} \end{aligned}$$

3. 控除対象仕入税額の計算

按分計算方法には個別対応方式及び一括比例配分方式があり、区分経理を行っている場合には、有利な方（多い方）を選択する。

(1) 個別対応方式による控除対象仕入税額

$$\begin{aligned} \textcircled{1} & \text{ A対応の課税仕入れ等の税額の合計額} - \text{ A対応の仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額} \\ \textcircled{2} & \left[ \begin{array}{l} \text{C対応の課税仕入れ} \\ \text{等の税額の合計額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{課税売} \\ \text{上割合} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{C対応の仕入れに係る対価} \\ \text{の返還等に係る消費税額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{課税売} \\ \text{上割合} \end{array} \right] \\ \textcircled{3} & \textcircled{1} + \textcircled{2} = \text{控除対象仕入税額} \end{aligned}$$

(注1) 課税仕入れ等の税額の合計額

$$\text{国内課税仕入れの合計額} \times \frac{6.3}{108} + \text{引取りに係る消費税額}$$

(注2) 仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額

$$\text{仕入れに係る税込対価の返還等} \times \frac{6.3}{108}$$

(注3) 区分経理（説明の便宜上、以下の表現を用いている）

A対応：課税資産の譲渡等にのみ要するもの  
 B対応：その他の資産の譲渡等にのみ要するもの  
 C対応：課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

(2) 一括比例配分方式による控除対象仕入税額

$$\left[ \begin{array}{l} \text{課税仕入れ等の} \\ \text{税額の合計額} \end{array} \times \text{課税売上割合} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{仕入れに係る対価の} \\ \text{返還等に係る消費税額} \end{array} \times \text{課税売上割合} \right]$$



#### 4. リース取引の取扱い

法人税法の規定により売買があったものとされるリース取引（以下「リース取引」という）については、原則として、賃貸人が賃借人にその取引の目的となる資産の引渡しを行った日に資産の譲渡があったことになる。したがって、事業者が行ったリース譲渡が課税資産の譲渡等に該当する場合には、そのリース資産の譲渡対価の全額がその引渡しを行った日の属する課税期間における資産の譲渡等の対価の額に含まれる。本問のリース取引においては、法人税法上、リース料総額が取得価額として取り扱われることから、リース資産の引渡しを受けた日の属する課税期間である当期に、リース料総額を課税仕入れとして、仕入税額控除の規定の適用を受けることになる。これは、当社が支払賃借料（リース料）を費用処理している場合でも同様である。

#### 5. 仕入れの取引分類

##### (1) 不動産賃貸業

(単位：円)

課税仕入れ		
A 対応	64,800,000(*1)	オフィスビルの建設代金（当社が購入した建設資材代）
B 対応	12,960,000	中古住宅の購入代金（建物）
	1,080,000	不動産仲介手数料
C 対応	23,716,800	ソフトウェアのリース料総額
	680,400,000	不動産賃貸業に係るその他の費用のうち、課税仕入れに該当するもの
課税仕入れに該当しない		
	オフィスビルの建設代金（建設会社へ支払った中間金）(*1)、中古住宅の購入代金（土地）、不動産賃貸業に係るその他の費用（課税仕入れ以外）	

(\*1) 建設中であっても、当社が購入した建設資材代（課税仕入れ）は、その課税仕入れを行った日の属する課税期間において仕入税額控除を行うこととなる。しかし、建設会社へ支払った中間金は、建物が完成し引渡しを受けた日の属する課税期間において仕入税額控除を行うこととなる。

(2) 電気器具卸売業及び本社部門

(単位：円)

課税仕入れ		
A 対応	2,025,000,000	仕入高
	1,620,000	中古電気器具の購入額
	3,240,000	高速道路の通行料
	3,240,000	交際費（得意先接待のための食事代）
	4,320,000	交際費（その他の交際費のうち、課税仕入れに該当するもの）
	54,000,000	電気器具卸売業に係るその他の費用のうち、課税仕入れに該当するもの
B 対応	1,728,000	株式購入時に証券会社へ支払った手数料
	1,771,200	株式売却時に証券会社へ支払った手数料
C 対応	7,020,000	人材派遣料
	1,036,800	健康診断費用
	27,000,000	本社部門に係るその他の費用のうち、課税仕入れに該当するもの
課税仕入れに該当しない		
	交際費（金銭で支払った御祝及び御香典、贈答用の商品券購入代、その他の交際費（課税仕入れ以外））、電気器具卸売業に係るその他の費用（課税仕入れ以外）、上場株式の購入額、寄附金、本社部門に係るその他の費用（課税仕入れ以外）	

6. 調整対象固定資産の転用があった場合の消費税額の調整

(1) 調整対象固定資産の判定

$$\text{調整対象固定資産の支払対価} \times \frac{100}{108} \geq 100\text{万円} \rightarrow \text{調整対象固定資産に該当}$$

(2) 要件（非課税業務用 → 課税業務用）

次の要件に該当する場合、その転用までの期間に応じた「調整税額」を、その転用した日の属する課税期間の「仕入れに係る消費税額」に加算する。なお、その加算額を、その転用した日の属する課税期間の「仕入れに係る消費税額」とみなす。

- ① 課税事業者が、国内において調整対象固定資産の課税仕入れ又は調整対象固定資産に該当する課税貨物の引取りを行っていたこと。
- ② その仕入れ等の課税期間において「調整対象固定資産の税額」につき、「個別対応方式」により「その他の資産の譲渡等にものみ要するもの（B対応）」として仕入れに係る消費税額がないこととしていたこと。
- ③ その調整対象固定資産を仕入れ等の日から3年以内に「課税資産の譲渡等にものみ要するもの（A対応）」に転用していること。

(3) 調整税額の計算

- ① 調整対象税額  
調整対象固定資産の支払対価  $\times \frac{6.3}{108}$  又は 課税貨物に係る消費税額
- ② 調整税額
  - i 仕入れ等の日から1年以内の転用の場合  
…… 調整対象税額の全額
  - ii 仕入れ等の日から1年を超え、2年以内の転用の場合  
…… 調整対象税額  $\times \frac{2}{3}$
  - iii 仕入れ等の日から2年を超え、3年以内の転用の場合  
…… 調整対象税額  $\times \frac{1}{3}$

(4) 控除対象仕入税額の調整

- ① 個別対応方式
- ② 一括比例配分方式
- ③ ①と②の有利選択
- ④ 調整対象固定資産の判定
- ⑤ 調整税額
- ⑥ 控除対象仕入税額  
③ + ⑤調整税額

(注) 「本来の控除対象仕入税額」に「調整税額」を加算するため、納付税額は調整税額分だけ少なくなる。

### Ⅲ. 売上げに係る対価の返還等に係る消費税額

#### 1. 取扱い

事業者が、国内において行った課税売上げ（免税売上げを除く）について、「売上げに係る対価の返還等」があった場合には、その返還等をした日の属する課税期間の「課税標準額に対する消費税額」から、その「売上げに係る対価の返還等に係る消費税額の合計額」を控除する。なお、本問では販売奨励金及び売上割引が該当する。

#### 2. 売上げに係る対価の返還等に係る消費税額の計算

$$\text{売上げに係る税込対価の返還等の金額} \times \frac{6.3}{108} = \text{売上げに係る対価の返還等に係る消費税額}$$

### Ⅳ. 貸倒れに係る消費税額

#### 1. 取扱い

事業者が、国内において行った課税売上げ（免税売上げを除く）について、その売掛金等の債権につき、貸倒れが生じた場合には、その貸倒れとなった日の属する課税期間の「課税標準額に対する消費税額」から、その「貸倒れに係る消費税額の合計額」を控除する。なお、本問では、売掛金及び電気器具の販売により生じた売掛金を金銭準消費貸借契約により振り替えた貸付金の貸倒れが該当する。

#### 2. 貸倒れに係る消費税額の計算

$$\text{貸倒れの金額} \times \frac{6.3}{108} = \text{貸倒れに係る消費税額}$$

#### 3. 留意点

資金援助に係る貸付金の貸倒れに係るものは、取引時に消費税が課されていないため、この処理の対象とはならない。

### Ⅴ. 納付税額

#### 1. 差引税額の計算

- (1) 「課税標準額に対する消費税額」に「控除過大調整税額」を加え、「控除税額小計」を差し引く。
- (2) 百円未満の端数を切り捨てる。

(注) 控除税額小計の計算

$$\text{控除税額小計} = \text{控除対象仕入税額} + \text{売上げに係る対価の返還等に係る消費税額} + \text{貸倒れに係る消費税額}$$

【計算過程】 (単位：円)

1. 課税標準額及び課税標準額に対する消費税額

(1) 課税標準額 (千円未満切捨)

① 不動産賃貸業

$$1,404,000,000 + 58,320,000 + 2,160,000 + 14,040,000 = 1,478,520,000$$

$$1,478,520,000 \times \frac{100}{108} = 1,369,000,000$$

② 電気器具卸売業及び本社部門

$$2,700,000,000 + 388,800(*1) = 2,700,388,800$$

(\*1) みなし譲渡 (役員に対する無償譲渡)

$$599,400 \times 50\% = 299,700 < 388,800 \quad \therefore 388,800$$

$$2,700,388,800 \times \frac{100}{108} = 2,500,360,000$$

③ ①+②=3,869,360,000

(2) 課税標準額に対する消費税額

$$3,869,360,000 \times 6.3\% = 243,769,680$$

2. 課税売上割合及び仕入税額の按分計算の要否

(1) 課税売上高

① 不動産賃貸業

$$1,369,000,000$$

② 電気器具卸売業及び本社部門

$$2,500,360,000 - (8,972,640(*2)) - 8,972,640(*2) \times \frac{6.3}{108} \times \frac{80}{63} = 2,492,052,000$$

$$(*2) 7,676,640 + 1,296,000 = 8,972,640$$

③ ①+②=3,861,052,000

(2) 非課税売上高

① 不動産賃貸業

$$864,000,000 + 31,104,000 = 895,104,000$$

② 電気器具卸売業及び本社部門

$$237,600,000 \times 5\% + 6,480,000 \times 5\% + 108,000 + 54,000 + 2,052,000 = 14,418,000$$

③ ①+②=909,522,000

(3) 課税売上割合

$$\frac{(1)}{(1) + (2)} = \frac{3,861,052,000}{4,770,574,000} = 0.809\dots$$

【計算過程・続き】 (単位：円)

(4) 按分計算の要否の判定

① 課税売上高

$$3,861,052,000 > 500,000,000$$

② 判定

①より、仕入税額は按分計算が必要である

※ 以後、問題文の指示より、課税売上割合を0.80として計算する

3. 控除対象仕入税額

(1) 控除対象仕入税額 (調整対象固定資産に係る調整税額の調整前)

① 区分経理及び税額

i 課税資産の譲渡等にのみ要するもの

イ 不動産賃貸業

$$64,800,000$$

ロ 電気器具卸売業及び本社部門

$$2,025,000,000 + 1,620,000 + 3,240,000 + 3,240,000 + 4,320,000 + 54,000,000$$

$$= 2,091,420,000$$

$$\text{ハ } (イ + \text{ロ}) \times \frac{6.3}{108} = 125,779,500$$

ii その他の資産の譲渡等にのみ要するもの

イ 不動産賃貸業

$$12,960,000 + 1,080,000 = 14,040,000$$

ロ 電気器具卸売業及び本社部門

$$1,728,000 + 1,771,200 = 3,499,200$$

$$\text{ハ } (イ + \text{ロ}) \times \frac{6.3}{108} = 1,023,120$$

iii 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

イ 不動産賃貸業

$$23,716,800 + 680,400,000 = 704,116,800$$

ロ 電気器具卸売業及び本社部門

$$7,020,000 + 1,036,800 + 27,000,000 = 35,056,800$$

$$\text{ハ } (イ + \text{ロ}) \times \frac{6.3}{108} = 43,118,460$$

【計算過程・続き】 (単位：円)

iv 課税仕入れ等の税額の合計額

イ 不動産賃貸業

$$64,800,000 + 14,040,000 + 704,116,800 = 782,956,800$$

ロ 電気器具卸売業及び本社部門

$$2,091,420,000 + 3,499,200 + 35,056,800 = 2,129,976,000$$

$$\text{ハ } (\text{イ} + \text{ロ}) \times \frac{6.3}{108} = 169,921,080$$

② 個別対応方式

$$125,779,500 + 43,118,460 \times 0.80 = 160,274,268$$

③ 一括比例配分方式

$$169,921,080 \times 0.80 = 135,936,864$$

④ ② > ③ ∴ **160,274,268**

(2) 調整税額

① 調整対象固定資産の判定

$$25,920,000 \times \frac{100}{108} = 24,000,000$$

② 調整税額

$$25,920,000 \times \frac{6.3}{108} = 1,512,000$$

$$1,512,000 \times \frac{2}{3} (\text{H29.4/10} \sim \text{H31.2/1} \rightarrow \text{1年超2年以内}) = 1,008,000$$

(3) (1) + (2) = 161,282,268

4. 売上返還等に係る消費税額

$$(7,676,640 + 1,296,000) \times \frac{6.3}{108} = 523,404$$

5. 貸倒れに係る消費税額

$$(16,200,000 + 4,320,000) \times \frac{6.3}{108} = 1,197,000$$

6. 差引税額 (百円未満切捨)

$$243,769,680 - (161,282,268 + 523,404 + 1,197,000) = 80,767,008 \rightarrow 80,767,000$$